【印紙貼付】

[x] **発信者情報開示命令申立書**

[ ] **提供命令申立書**

[x] **消去禁止命令申立書**

【作成日】

東京地方裁判所●部御中

【作成名義人の記名押印】

|  |  |
| --- | --- |
| 発信者情報開示命令事件手続規則２条１項の事件等：(同一投稿が対象の直近及び最先頭の各事件)  | [x] 令和●年（発チ）第●号（規則２条１項）[ ] 令和　　年（発チ）第　　　　号（最先頭） |
| 手続規則４条２項の事件： | [ ] 令和　　年（発チ）第　　　　号 |
| 目録確認欄 | 　[x] 当事者目録　[x] 発信者情報目録　[x] 投稿記事目録　[x] 権利侵害の説明　[ ] 主文目録（提供命令申立てがある場合） |
| 当事者の表示 | 別紙当事者目録のとおり |

**申立ての趣旨**

【開示命令】

[x] 　相手方は、申立人に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を開示せよ。

【提供命令】

[ ] 　別紙主文目録記載のとおり

【消去禁止命令】

[x] 　相手方は、別紙投稿記事目録記載の各情報に係る発信者情報開示命令事件（当該事件についての発信者情報開示命令の申立てについての決定に対して異議の訴えが提起されたときは、その訴訟）が終了するまでの間、別紙発信者情報目録記載の各情報を消去してはならない。

**申立ての理由（開示命令）**

**１　インターネット上の本件投稿**

　インターネット上に別紙投稿記事目録記載の記事の投稿（以下「本件投稿」）がされた。【甲●】

[ ] 受信する者が限られている場合

特定電気通信に当たる理由は以下のとおり。

（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**２　相手方が開示関係役務提供者であること**【甲●】

[ ] ａ　本件投稿に係るサイトを運営している（匿名掲示板、ＳＮＳ等運営業者）。

[ ] ｂ　本件投稿が蔵置されたサーバーを管理している（レンタルサーバー業者等）。

[ ] ｃ　本件投稿に係る侵害投稿通信（侵害情報の投稿時の通信）を媒介した。

[x] ｄ　本件投稿に係る侵害関連通信（侵害投稿に最も時間的に近接したログインやアカウント作成等の際の通信）を媒介した。

**３　発信者情報の保有**

　相手方は、別紙発信者情報目録記載の各情報を保有している。

**４　補充性（相手方が2aに当たり特定発信者情報の開示を求める場合）**

（いずれかを一つを選択）

[ ] イ　相手方は、特定発信者情報以外の発信者情報を保有していない。

[ ] ロ　相手方は、発信者又は契約者の氏名又は住所の一方又は両方を保有しておらず、かつ、侵害投稿通信に係るＩＰアドレス等のアクセスログ（タイムスタンプを除く。）を保有していない。

[ ] ハ　相手方から本件投稿の侵害投稿通信に係る発信者情報の開示を受けたが、発信者を特定できなかった。

**５　権利侵害の明白性**

　別紙権利侵害の説明のとおり

**６　開示を受けるべき正当な理由**

　[x] 発信者に対する損害賠償請求等を予定している。

　[ ] その他：

**７　よって書き（前記2dに当たる場合は２項を選択）**

　よって、以下の条文に基づき発信者情報開示命令を求める。

　[ ] 情プラ法５条１項　[x] 情プラ法５条２項

[ ] **申立ての理由（提供命令）**

**１　インターネット上の本件投稿**

　開示命令申立ての理由記載１のとおり

**２　相手方が開示関係役務提供者であること**

　開示命令申立ての理由記載２のとおり

**３　提供命令の必要性（該当する場合に記載）**

　アクセスプロバイダのアクセスログの保存期間は一般に３か月等と短く、早期に申立ての趣旨記載のとおりの提供を行わせなければ、発信者を特定できなくなるおそれがある。

[ ] 本件投稿につき提供命令が失効したことがある場合

　以下の事情により、再度の提供命令を求める特別の必要がある。

（事情：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

[ ] ２号限定型で足りる場合

　相手方から、本件投稿に係る他の開示関係役務提供者として主文目録記載のプロバイダの氏名等情報の提供を受けた。

**４　補充性（相手方が開示命令申立ての理由２ａに当たり、特定発信者情報の提供命令を求める場合）**

　開示命令申立ての理由記載４のとおり

**５　よって書き（いずれかを一つを選択）**

　よって、以下の条文に基づき提供命令を求める。

　[ ] 情プラ法１５条１項（特定発信者情報なし）

　[ ] 情プラ法１５条２項、１項（特定発信者情報あり）

[x] **申立ての理由（消去禁止命令）**

**１　インターネット上の本件投稿**

　開示命令申立ての理由記載１のとおり

**２　相手方が開示関係役務提供者であること**【甲●】

　開示命令申立ての理由記載２のとおり

**３　発信者情報の保有**

　相手方は、別紙発信者情報目録記載の各情報を保有している。

**４　消去禁止命令の必要性**

　相手方は、前記各情報の任意保存をしない。

[ ] 以下の事情により、相手方が前記各情報のデータを消去する期限が切迫している。【甲●】

　（事情：相手方のログ保存期間は３か月である）

**５　よって書き**

　よって、情プラ法１６条１項に基づき消去禁止命令を求める。

**関連事情**

[ ] 　本件投稿中にサイト上から削除済みのものがある。

該当する投稿：

削除時期：

[ ] 　投稿（閲覧用）ＵＲＬ／投稿者ＵＲＬの裏付け書証が入手できないものがある。

該当する投稿：

[ ] 　投稿日時が特定できないものがある。

該当する投稿：

[ ] 　投稿したアカウントの活動が数か月止まっており、又は停止されている。

該当する投稿：

[x] 　上記いずれにも該当しない。

**附属書類等の確認欄（申立書類の提出前にチェックする。）**

[x] 　申立書の写し　１通（相手方送付用）

[x] 　レターパックライト　１通（相手方送付用）　※相手方の宛名ラベル付き

[x] 　証拠説明書　１通（裁判所用のみ）

[x] 　甲号証の写し　各１通（裁判所用のみ）

[x] 　手続代理委任状　１通　　※取下げの特別委任を含む。

[ ] 　申立人（法人）の資格証明書　１通

[x] 　相手方（法人）の資格証明書　１通

[ ] 　相手方の日本における代表者（法人）の資格証明書　１通

[ ] 　申立てチェックリスト　１通

（別紙）

**当事者目録**

〒○○○―○○○○　東京都〇〇区○○町〇丁目〇番○号

申立人 〇　〇　〇　〇

〒○○○―○○○○　東京都〇〇区○○町〇丁目〇番○号

〇〇ビル〇号室（送達場所）

電話　　０３－○○○○－○○○○

ＦＡＸ　０３－○○○○－○○○○

申立人手続代理人弁護士　　　　甲　野　太　郎

〒○○○―○○○○　東京都〇〇区○○町〇丁目〇番○号

相手方 株式会社●●

上記代表者代表取締役 乙　山　次　郎

（別紙）

**発信者情報目録**

　別紙投稿記事目録記載の接続元 IP アドレスを同目録記載の接続日時に割り当てられた通信回線の上記接続日時時点における契約者又は管理者であって、同目録記載の記事に係る東京地方裁判所令和●年（モ）第●号提供命令申立事件の令和●年●月●日付け提供命令に基づき●（上位ＡＰ）から相手方に提供された発信者情報により特定される者に係る以下の情報

１　氏名又は名称

２　住所

３　電話番号

４　電子メールアドレス

（別紙）

**投稿記事目録**

（投稿されたサイトの名称　　●）

投稿１

|  |  |
| --- | --- |
| アカウント名 | ● |
| 閲覧用URL | https://●.●/●/● |
| 投稿日時 | ●(JST) |
| 接続元ＩＰアドレス |  |
| 接続日時 | ●(UTC)●(JST) |
| 接続先ＩＰアドレス |  |

（別紙）

[ ] **主文目録**

１　相手方は、申立人に対し、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を書面又は電磁的方法により提供せよ。

イ　相手方が、別紙発信者情報目録記載の情報のうち相手方が保有するものにより、別紙投稿記事目録記載の情報に係る他の開示関係役務提供者（当該情報の発信者であると認められるものを除く。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所（以下「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。）の特定をすることができる場合 当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報

ロ　相手方が、別紙発信者情報目録記載の情報（接続日時（タイムスタンプ）を除く。）を保有していない場合又は保有する当該情報により上記イに規定する特定をすることができない場合 その旨

２　相手方が、前項の命令により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた申立人から、申立人が当該他の開示関係役務提供者に対して別紙投稿記事目録記載の情報について発信者情報開示命令の申立てをした旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたときは、相手方は、当該他の開示関係役務提供者に対し、別紙発信者情報目録記載の情報のうち相手方が保有するものを書面又は電磁的方法により提供せよ。

（別紙）

**権利侵害の説明**

|  |
| --- |
| 記録外書面 |

申立人　●

相手方　●

**事務連絡（申立人代理人のメールアドレス）**

東京地方裁判所●部御中

申立人手続代理人弁護士　●

Teamsに登録するメールアドレスは以下のとおりです。

【 】